

誓約書(中性子線共用施設:大学院学生用)

一般財団法人 総合科学研究機構
中性子科学センター長 殿

令和 年 月 日

実験責任者: _____ 印

大学名: _____

学年: _____

Tel: _____

私は、実験責任者として、J-PARC センターにおいて以下の実験を実施するに当たり、下記の事項を了承の上、関係法令並びに一般財団法人総合科学研究機構(以下「CROSS」という。)の諸規程を遵守するとともに、管理・安全のために発する中性子科学センター長(以下「センター長」という。)等の指示に従うことを誓約します。

また、私、その他本実験に従事する者(以下「実験従事者」という。)が、万一、虚偽の利用申込を行ったとき、本誓約を守らなかったとき、関係法令、諸規程及びその他の指示に従わなかったことによりトラブルを発生させたとき、又はその恐れがあるとセンター長が判断されたときは、J-PARC センターにおける本実験の中止(放射線作業の停止を含む。)を申し渡されても異存はありません。

なお、本実験により得られた成果の利用に際しては、原子力基本法等の平和目的利用を遵守するものとします。

利用実験装置名、課題番号、課題名:添付のとおり(採択通知書の1枚目を添付してください)

上記実験責任者が誓約する事項に関し、連帯して責任を負うとともに、実験責任者の指導についても、責任を持って行うことを誓約します。

令和 年 月 日

指導教員: _____ 印

大学名: _____

役職: _____

Tel: _____

記
(誓約書(中性子線共用施設))

(安全の教育)

実験責任者及び実験従事者は J-PARC センターの安全教育を受講すること。

(安全の確保等)

実験責任者及び実験従事者は、中性子線共用施設に J-PARC センター長の許可を得て持ち込んだ装置、器具、試料及び薬品等(以下「試料等」という。)を、善良な管理者の注意義務をもって自ら安全かつ適切に管理するとともに、J-PARC センターの安全に関する諸規程に従い責任をもって取り扱うこと。

2 CROSS 及び J-PARC センターの施設・設備、物品等(以下「施設等」という。)を使用する場合は、実験装置担当者等の指示に従うこと。また、使用後速やかに従前の状態に戻して、実験装置担当者等の確認を受けること。

3 実験責任者及び実験従事者は関係法令、諸規程及びその他の指示を遵守するとともに、放射線作業、高圧ガス・化学薬品等の取扱作業、並びに、クレーン、貨物自動車及び特殊自動車の使用等の危険を伴う作業を行うときは、特に安全の確保に努めること。

なお、これらの作業は、免許又は資格を所持している者が、それぞれの作業の責任者の許可を得た上で行うこと。

(事故等の免責)

CROSS、JAEA 及び KEK は、実験責任者の責に帰すべき事由、第三者の責に帰すべき事由、及び天変地異及びその他不可抗力の事由による事故等により発生した損害・損失等の責任を一切負わないものとする。

(試料等の提供)

実験責任者は、実験装置担当者から実験等に必要な試料等の全部又は一部の提出依頼があった場合、指定する期日までに試料を提供すること。

(勧告及び利用等の中止)

センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合、実験責任者に対し、中性子線共用施設の利用に関して勧告を行うことがある。

(1) J-PARC センターの安全性又は健全性に支障を来すおそれがあるとセンター長が認めたとき。

(2) 実験責任者及び実験従事者が誓約書、承諾書(兼)利用者登録願及びその他センター等に対して提出した書類の内容に違反した、又は虚偽の申請を行ったと、センター長が認めたとき。

(3) 実験責任者及び実験従事者が関係法令並びに CROSS、JAEA 及び KEK の諸規程を遵守しないとき。

2 実験責任者は、前項の勧告を受けたときは、直ちにセンター長と協議の上、センター長が承認した必要な措置を講じること。

3 センター長は、実験責任者が第 1 項の勧告に従わないとき、又は緊急を要する場合は、実験責任者及び実験従事者に対し、中性子線共用施設の利用の中止を命令することがある。

(中性子線共用施設以外の施設等の利用)

実験責任者は、中性子線共用施設以外の JAEA 又は KEK の所有する施設等の利用、放射性物質の運搬、消耗品、その他の付帯業務を必要とする場合は、JAEA 又は KEK の承諾を得て利用又は依頼することができる。なお、CROSS の所有する利用者用施設等を利用する場合は、CROSS の承諾を得て利用することができる。

(施設等の変更による利用)

実験責任者は、施設等の一部を変更して利用しようとするときは、あらかじめ CROSS 及び J-PARC センターと協議し、J-PARC センターの承諾を得ること。また、利用が終了したときは、速やかに原状に回復すること。

(施設等の毀損、事故等)

実験責任者は、施設等を故意又は過失により滅失又は毀損したときは、原状回復又は金銭により賠償すること。

施設等における人身事故等については、責任をもって対処すること。

(運転停止の場合の免責)

実験装置担当者は、故障等により運転の継続が困難になったときは、速やかにその旨を実験責任者及び実験従事者に連絡する。運転停止に伴い発生する実験責任者及び実験従事者における損害については、CROSS 及び J-PARC センターは一切の責任を負わない。

(放射性廃棄物の処理処分責任)

中性子線共用施設利用に伴い放射化物が発生する場合は、その管理及び処理処分は原則として実験責任者が責任をもって対応すること。またその取扱いについては J-PARC センターの指示に従うこと。

(情報管理)

CROSS 及び J-PARC センターは、別途定める「特定中性子線施設の利用促進業務における情報管理に関する基本的考え方」(以下「情報管理の基本的考え方」)に基づき、利用促進業務実施の過程において知り得た情報を流出しないように管理するとともに、同意なく第三者に開示または漏えいしない。

また実験責任者及び実験従事者は、課題申請及び実験実施により知り得た CROSS、J-PARC センターの情報を同意なく第三者に開示または漏洩してはならない。

(知的財産権の帰属等)

実験責任者及び実験従事者は、中性子線共用施設の利用により得た発明等に係る出願等を行う場合には、事前に CROSS、JAEA 及び KEK のその発明等への貢献を協議し、貢献が認められる場合には、持分、管理等に要する費用(弁理士費用、出願料、維持費等)負担等を決定の上、共有するものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

実験責任者、実験従事者、CROSS、JAEA 及び KEK は、共有に係る発明等について、相手方の同意を得た上で第三者に対してその実施を許諾することができるものとする。

(知的財産権の実施の許諾)

中性子線共用施設における成果公開型利用により得られた知的財産権は、CROSS、JAEA 及び KEK が無

償で実施権を許諾できるものとする。実験責任者及び実験従事者は共有に係る知的財産権を商業的に実施した場合、当該発明等に係る持分等に応じて協議して定める不実施補償料を CROSS、JAEA 及び KEK に支払うものとする。

(報告書等の提出と情報の公開)

実験責任者は情報管理の基本的考え方にに基づき、実験を実施する都度、実験実施届を提出すること。また実験の実施または複数の期間に分けて実験を実施した場合は、最後の実験の実施(以下、「実験実施」という)後 60 日以内に実験報告書を提出すること。

CROSS は、情報管理の基本的考え方にに基づき、選定結果の情報、実施済み課題の情報及び実験報告書を公開するものとする。ただし成果非公開課題については、実験報告書の提出を求めないものとする。

(研究成果の発表と情報の公開)

実験責任者は情報管理の基本的考え方にに基づき、査読付き論文、査読付きプロシーディング、博士論文等によって研究成果を発表し、その情報を速やかに届け出ること。なお、発表を行う際には課題番号、J-PARC MLF を利用したことを明記すること。(成果公開課題については、実験実施 3 年以内に研究成果を発表すること。成果非公開課題については、研究成果の発表を義務付けてはいないが、研究成果の発表を行った場合は、その情報を速やかに届けること。)

CROSS は、届け出られた研究成果情報を速やかに公開するものとする。

なお、CROSS 及び J-PARC センター職員の支援を受けた場合は、CROSS 及び J-PARC センター職員と協議の上、共著者としての取り扱いを決定すること。

(成果公開型利用の実験データの取扱い)

成果公開型利用によって取得された実験データについては、上記(情報管理)の項にかかわらず、実験終了後 3 年を経たのちに他者から利用希望があった場合、CROSS 及び J-PARC センターは、その目的を聴き、利用に供することができる。

(疑義等の解決)

この誓約書の履行について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ること。必要がある場合には日本国の法律に基づき J-PARC センター所在地を管轄する裁判所において解決を図ること。

(個人情報の取扱いについて)

提供された個人情報は、CROSS 及び J-PARC センターが J-PARC 利用者を受け入れるために必要な業務の他、J-PARC 利用者の利便性向上を目的とした業務及び統計資料の作成以外の目的で使用しないものとする。

(その他)

実験責任者及び実験従事者は、不慮の事故に備えて、傷害保険等に参加すること。なお、日本国内の大学、民間企業及び公的研究機関等と雇用関係にある実験責任者及び実験従事者に対してはその必要はないものとする。